

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念である「Happiness, for the Next Generations -笑顔を新しい世代に」を実現させるため、これまで、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係を構築してまいりました。今後も当社グループが培ってきた企業価値を維持し、さらに向上させることが重要な課題と考えております。継続して企業価値を向上するための経営体制の機能は、経営管理、計画構築及び業務執行の3つと考え、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制及びグループ体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

議決権行使プラットフォームの利用は、今後、機関投資家比率や外国人株式保有比率の変化や市場の動向等に鑑み、検討を進めてまいります。招集通知の英訳及び招集通知以外の英語での情報開示・提供につきましても必要な情報から順次開示を行ってまいります。

【補充原則3 - 1 英語での情報開示・提供の推進】

当社は現時点では、招集通知の英訳を含む英語での情報開示・提供は行っておりません。

招集通知の英訳及び招集通知以外の英語での情報開示・提供につきましても決算短信等の必要な情報から順次開示を行ってまいります。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

< 自社のサステナビリティについての取組み >

当社グループは、経営理念・ミッションに基づくサステナビリティへの対応として、SDGsへの取り組みやESG活動を実行し、その内容をHPで開示しております。

(URL: <https://www.kitazato.co.jp/ja/sdgs/>)

< 人的資本、知的財産への投資等 >

当社グループでは、社員の活躍を支援する取り組みや魅力ある職場環境の整備を推進し、個を尊重するとともに、多様な価値観・考え・能力・経験をもった人財が活躍できるよう、社員と当社間で双方向にかつ複数のチャンネルでコミュニケーションが図れるよう取り組んでおります。また、社員の成長の場と機会の提供にも積極的に努めております。

当社グループでは、知的財産が重要な経営資源の一つであるとの認識のもと必要に応じて特許権、商標権等の形で企業の無形資産であることを明確化できるように特許出願や商標登録出願等を行い、企業価値の向上に結び付けていきたいと考えております。

< TCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示 >

気候変動に伴うリスクと機会への対応は、当社グループの重要な経営課題と認識し、その対応を進めております。

TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の枠組みに基づく気候変動に係るリスク及び収益機会の事業活動や収益等に与える影響の開示につきましては、現時点では行っておりません。今後、サステナビリティ推進体制の更なる強化及び必要なデータの収集と分析を行い、2026年3月期を目途に開示を行ってまいります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画へのコミットメント】

現状、中期経営計画の公表は行っておりません。今後、収益計画や資本政策の基本的な方針、事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の配分等についての内容を整理のうえ、原則の趣旨に沿った内容を定め、中期経営計画を公表していくことの検討も進めてまいります。また、中期経営計画を公表する場合には、その達成状況およびその活動評価を行い、株主に説明していく予定です。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画策定・運用への関与と監督】

当社では、現時点では最高経営責任者等の後継者およびその育成に関する具体的な計画は有しておりませんが、社内外に候補者を発掘する機会を設定し、指名・報酬委員会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ながら取締役会で慎重に検討することとしております。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

【補充原則5 - 2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

現状、経営戦略や経営計画の公表は行っておりませんが、収益計画や資本政策の基本的な方針、事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の配分等についての内容を整理のうえ、原則の趣旨に沿った内容を定め、経営戦略や経営計画を公表していくことの検討も進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

現時点において、当社は投資目的以外の上場株式の政策保有株式は保有しておりません。今後、取引先と業務提携や安定的・長期的な取引関係の維持強化を目的に保有することが、当社の企業価値向上に資すると判断した場合には、限定的に保有する可能性がございます。ただし、その場合においても、保有に伴う便益やリスク等、保有する必要性と合理性、資本コスト等を総合的に考慮して判断いたします。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

関連当事者取引等の実施につきましては、「関連当事者取引管理規程」に基づき、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。また、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引につきましては、独立役員(独立社外取締役及び独立社外監査役)により構成される任意の特別委員会において、当該取引行為を開始するに先立ち、取締役会において関連当事者取引を決議する以前に「特別委員会規程」に定める審議事項に基づき、慎重に審議・検討し、取締役会に答申を行うこととしております。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方>

当社は、多様な価値観や考え方、能力が企業の持続的な成長にとって重要な強みであると認識し、個々の人格や個性を尊重する企業風土の醸成に努めております。また、すべての社員が平等な機会を得られる環境を提供し、個人の経験や能力に基づいて評価されることを重視しております。人格・個性を大切にす、人権尊重の精神に溢れた企業風土の醸成に努めることで、多様性の確保を図ってまいります。

<女性の管理職への登用>

当社の女性管理職の比率は53%(2025年3月31日現在)となっております。女性管理職候補の外部キャリアセミナー参加等、女性の管理職への登用を促進するとともに、将来の管理職候補になり得る女性人材の採用を強化しております。

なお、当社では、ジェンダーによる区別を設けず、経験・能力等を総合的に判断して管理職への登用を行っているため、管理職に占める女性比率に関する目標値を特段定めておりません。

<多様性の確保に向けた人材育成方針及び実施状況>

「人事評価規程」に則って、社員の職務遂行能力及びその発揮度について公正かつ合理的な考課を行っております。また、各人のスキルに応じた教育訓練等を行うことで社員の勤務意欲を促進させ人材の多様性の確保を図っております。

<多様性の確保に向けた社内環境整備方針及び実施状況>

「就業規則」において服務規律を定めるとともに周知徹底を図り、職場における各種ハラスメント等を防止し、個人として尊重され、相互に対等な関係で快適に働くことができる職場環境の実現に努めております。また、育児や介護を支援する職場環境の整備に取り組み、従業員の育児・介護休業の取得率向上を目指して、社内における制度の周知に努めております。

なお、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業として、「えるぼし認定」の3段階の中で最高位にあたる3つ星を厚生労働大臣から認定(2024年12月31日現在)されております。また、2021年5月から男性への育児休業制度の導入をし、さらには外国人労働者の採用を促進しております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を導入しておりません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念及び経営指針は、当社のウェブサイトに掲載しております。

(URL: <https://www.kitazato.co.jp/ja/corporate/ourvision/>)

経営戦略及び経営計画につきましては、現状公表は行っておりませんが、収益計画や資本政策の基本的な方針、事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の配分等についての内容を整理のうえ、原則の趣旨に沿った内容を定め、経営計画等を公表していくことも検討しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「 .1.基本的な考え方」をご参照ください。

() 経営陣幹部等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<役員報酬の基本方針>

当社は、取締役の指名・選解任プロセスの透明性・客観性を高めるために、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、優れた経営人材を確保し、適切な処遇を行うために、他社の報酬水準や報酬の構成割合、当社のポジション等も考慮し、取締役の報酬テーブル(報酬構成と額、割合を定める)や賞与算定基準(売上高、営業利益、税引前当期純利益、営業キャッシュ・フロー等の全社業績目標、部門業績目標に対する達成度を役員に応じた一定の割合で反映して実支給額を算定)の設定と検証、適宜の見直しを行っております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<取締役の指名・選解任に関する方針・手続き>

当社は、取締役の指名・選解任プロセスの透明性・客観性を高めるために、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、以下方針に則り手続きを行います。

<取締役選任の基本方針>

・取締役会からの諮問に応じて、指名・報酬委員会はその審議により優れた経営実績を有し、企業理念の実現と企業価値の向上に貢献する強い意志と能力・実績・経験を持つ人材を、ジェンダー、国際性などの多様性も考慮しながら取締役候補者として取締役会に答申いたします。また、経営人材として特に秀でた資質・適性・実績を有する取締役を経営トップ候補者として取締役会に答申いたします。

・取締役会は、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、取締役候補者の指名、代表取締役・役付取締役の選定を行います。

・取締役会は、透明性の高いガバナンス体制を構築し、客観的な経営の監督の実効性を確保するため、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役の選定を行います。

<取締役解任の基本方針>

・取締役会からの諮問に応じて、指名・報酬委員会は、その審議により経営トップを含む取締役に経営人材としての資質・適性を欠くなどの不適格事由を認めた場合、判断理由を付して当該取締役の解職などについて取締役会に答申いたします。

・取締役会は、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、代表取締役・役付取締役の解職又は株主総会への取締役解任議案の付議について決定いたします。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

<選任・指名について>

当社の取締役会は、臨時株主総会(2025年1月20日開催)において、取締役9名(社外取締役4名を含む)の選任議案を上程いたしました。また、臨時株主総会(2025年1月27日開催)において、社外取締役1名(佐藤 明夫)の追加選任議案を上程いたしました。すべての取締役候補者は取締

役候補者の選定基準を満たしており、また取締役会全体としての実効性を確保するために必要な人数や各々が有する多様なバックグラウンドや経験を踏まえたくうえで個々の指名を行っております。

1. 井上 太綏(戸籍上の氏名:井上 太)(代表取締役社長)

当社のコア事業である産婦人科不妊治療領域において深い専門知識を有し、創業時より代表取締役社長として当社グループの経営を牽引してきました。経営トップとしての豊富なマネジメント経験に加え、製造から販売に至るまでの広範なオペレーションに関する見識も兼ね備えております。これまでの実績をもとに、当社グループの事業全般をリードし、今後の持続的な成長と発展に向けて寄与することができると判断しております。

2. 和泉 杏子(常務取締役)

国内外の薬事法規制に関する深い知見を有し、品質保証部長としてこれらの規制を遵守しつつ、当社製品の信頼性や安全性を確保するための管理体制を構築・運営してきました。このような実績と経験に基づき、グローバルな品質保証体制を強化し当社グループの持続的な成長と発展を牽引することが期待できると判断しております。

3. 小川 真希(取締役)

長年にわたり当社の海外事業展開に従事し、グローバル市場の動向やマーケティング戦略に関する豊富な知識を有しております。現在は当社の子会社であるKitazato America, Inc.の取締役として、米国における事業拡大に向けた戦略策定と実行にも注力しております。今後、国内外の販売網の拡充を進める中で、グローバルな視野と市場分析に基づく具体的な提案が、当社の成長戦略において寄与することが期待できると判断しております。

4. 柴田 和美(取締役)

市場予測に対しての顧客要望を的確にとらえ製品開発のスピードを意識した開発技術力が求められる中、製造部長として製造部門における品質管理を徹底し、製品の信頼性と顧客満足度を高めることに注力してきました。今後も製造領域における責任者として技術革新と品質管理の向上を推進し、当社グループの持続的な成長・発展に寄与することが期待できると判断しております。

5. 鈴木 祐尚(取締役)

財務経理業務に関する深い見識と上場企業等の事業管理部門での豊富なマネジメント経験を有しております。また、経営企画部長としてガバナンスの強化を推進し、当社グループの企業価値向上に向けた取り組みに尽力しており今後の当社グループの持続的な成長・発展に寄与することが期待できると判断しております。

6. イグナシオ・バメホ(社外取締役)

海外企業の経営者として培った豊富なビジネス経験は、当社グループの海外事業展開やグローバルな視点でのグループガバナンス強化において、極めて有益であると考えております。その知見を基に、当社経営に対して具体的なかつ実践的な助言を行うとともに、客観的な視点からの監督・助言を通じて、持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、社外取締役に選任しております。

7. 新谷 誠(独立社外取締役)

グローバル企業における豊富なマネジメント経験に加え、ヘルスケア領域に関する幅広い見識を有しており、当社の経営課題に対して実践的な助言を期待しております。また、独立した客観的な立場からの監督と助言により、中長期的な視点に基づく戦略提言を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することが期待できると判断し、独立社外取締役に選任しております。

8. 山口 重則(独立社外取締役)

静岡県における福祉・医療行政に携わる中で培った豊富な経験と知見は、当社が取り組むサステナビリティ推進において重要な役割を果たすと考えております。特に、地域社会や医療福祉分野における課題解決のための実践的なアプローチや政策立案の経験は、当社が持続可能な社会の実現に向けた取り組みを一層強化するための大きな強みとなります。独立した客観的な立場からの監督や具体的な助言を通じて、当社の企業価値のさらなる向上に寄与することが期待できると判断し、独立社外取締役に選任しております。

9. 石坂 明寛(独立社外取締役)

上場企業やグローバル企業における経営経験とコーポレート・ガバナンス室長としての豊富な知見は、当社のコンプライアンス体制のさらなる強化において重要な役割を果たすと考えております。特に、コーポレート・ガバナンスの枠組みを強化するために必要な実践的なアプローチや、リスク管理の改善に向けた戦略的視点は、当社の健全な成長を支える基盤となります。また、監査役としての経験を通じて、経営の健全性や透明性を確保するための客観的な立場からの分析と提言が可能であり、当社の持続的な成長を促進し、企業価値の向上に寄与することが期待できると判断し、独立社外取締役に選任しております。

10. 佐藤 明夫(独立社外取締役)

コーポレート・ガバナンスに関する深い専門知識に加え、さまざまな業界での取締役及び監査役としての豊富な実務経験を有しており、客観的なかつ中立的な視点からの助言は、経営の監督機能の強化や透明性向上に寄与することが期待できると判断し、独立社外取締役に選任しております。

< 解任について >

現状、解任に関する事項はございません。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

上記「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施しない理由【補充原則3 - 1】をご参照ください。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会に付議する事項は、「取締役会規程」において定めております。法令及び定款に定めるもののほか、「職務権限規程」に定める重要な業務執行について取締役会に付議することとしております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性に関する基準は、会社法に定める社外要件、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社の定める独立性判断基準を策定しております。独立社外役員を選定にあたっては、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役としての適格性を慎重に判断したうえで、本人の同意を得て選任する方針としております。

本報告書【独立役員関係】に記載しております。

【補充原則4 - 10 指名報酬委員会の権限・役割等】

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、取締役候補者の選任基準等の内容について審議・検討を行うほか、取締役の報酬等の決定方針の策定及び取締役の報酬等について審議・検討を行い、取締役に答申するものとしております。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方等】

当社の取締役会は、定款で定める12名以内としております。優れた経営実績を有し、企業理念の実現と企業価値の向上に貢献する強い意志と能力・実績・経験を持つ人材を、ジェンダー、国際性などの多様性も考慮しながら、指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役候補者を選定することとしております。また、経営人材として特に秀でた資質・適性・実績を有する取締役を経営トップ候補者とし選定する方針としております。

透明性の高いガバナンス体制を構築し、客観的な経営の監督の実効性を確保するため、独立社外取締役を選任いたします。

監査役の員数は4名以内としております。特に社外監査役には公認会計士、税理士、弁護士などの財務・会計、法務に関する高い専門性を有する人物を選任しております。

今後、各取締役及び監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスを招集通知等に記載する予定です。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役が、他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任する数は合理的な範囲にとどめるとともに、兼任に際しては当社取締役に事前に報告することとしており、当該兼任状況について招集通知等に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を今後の取締役会の運営に活かし、その機能の向上を図っていくことの重要性を認識しており、定期的の実効性評価を実施しております。取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施し、その結果概要を開示しております。

【補充原則4 - 14 役員トレーニングの方針】

当社の取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要な研修及び情報提供を適宜実施いたします。なお、研修費用は当社が負担いたします。

取締役及び監査役が就任する際には、当社の事業、財務、組織等の状況等及び取締役や監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)に関して社内関係部門による説明を実施し、就任後も必要に応じて法令改正や経営課題などに関する研修や説明会、現場視察会等を実施いたします。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話がコーポレート・ガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、定期的に株主構成を把握し、対話の申込み可能な範囲で対応するとともに、建設的な対話を行うための場を設定いたします。

株主・投資家からの対話の申込みには、取締役経営企画部長の統括のもと、経営企画部が中心となって対応いたします。また、当社として、代表取締役社長、その他の取締役や監査役との面談が適切と考える場合は、可能な範囲でその対話の場を設定いたします。

資本コストや事業ポートフォリオの観点を踏まえた経営戦略や経営計画、サステナビリティを巡る課題への対応、事業計画の進捗状況を含む決算の状況等に関する説明会を企画・実行し、当社についての理解と対話の促進を図ってまいります。

対話においては、誠意をもって説明を行うとともに、株主・投資家の意見に耳を傾け、双方向のコミュニケーションに努めてまいります。株主・投資家からの声を、取締役会等に必要に応じて報告いたします。

対話においては、関係する「情報開示規程」及び「内部者取引管理規程」に基づいて情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北里商事株式会社	23,400,000	58.50
井上 太綏 (戸籍上の氏名:井上 太)	14,000,000	35.00
H&Fパートナーズ株式会社	1,800,000	4.50
ナレツジイアラ株式会社	800,000	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無

井上 太綏(戸籍上の氏名:井上 太)

親会社の有無

北里商事株式会社 (非上場)

補足説明

イグナシオ・バメホ	他の会社の出身者																			
山口 重則	その他																			
石坂 明寛	他の会社の出身者																			
佐藤 明夫	弁護士																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新谷 誠		-	上場企業等での経営に関わる幅広い経験や経営ノウハウ、組織のマネジメントについての知見に加え、ヘルスケア領域に関する幅広い見識と経営課題に対する実践的な助言を当社経営の監督強化に活かせるものと考え、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
イグナシオ・バメホ		当社の主要な取引先であるBiomedical Supply, S.L.のManaging Director(代表者であり業務執行者)及びBiomedical Supply US, Inc.のChief Executive Officerを務めており、当社とこれらの会社との間には関連当事者取引として当社製品の販売取引があるため、独立役員として届け出を行っておりません。	海外企業の経営者として豊富なビジネス経験を、当社グループの海外展開やグループガバナンス面において活かせるものと考え、社外取締役を選任しております。
山口 重則		-	医療行政及び関連機関での豊富な経験を、当社の企業価値向上をはじめ、サステナビリティ経営の強化・充実、さらには地域貢献においても活かせるものと考え、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
石坂 明寛		-	上場企業のコーポレート・ガバナンス室長及び代表取締役として培った知見を当社のコンプライアンス強化に活かせるものと考え、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

佐藤 明夫	-	企業法務に精通した弁護士としての専門的な知見に加え、さまざまな業界での取締役及び監査役としての豊富な実務経験を有しており、客観的かつ中立的な視点からの助言は、経営の監督機能の強化や透明性向上に寄与するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役に委員長とし、過半数を社外取締役に構成する任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、取締役候補者の選任基準等の内容について審議・検討を行うほか、取締役の報酬等の決定方針の策定及び取締役の報酬等について審議・検討を行い、取締役会に答申するものとしております。
本書提出日現在の構成員は、独立社外取締役石坂 明寛(委員長)、代表取締役社長井上 太(戸籍上の氏名:井上 太)、独立社外取締役山口重則の3名であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査方針・監査計画等の確認を行い、会計監査の実施状況等について意見交換・情報交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。また、監査役は、内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて随時会合を開催しております。内部監査室から内部統制の確立に関して報告を受けるとともに、相互の情報交換・意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

監査役会は、定期的に会計監査人及び内部監査室を招聘して三者合同会議を開催しております。三者合同会議では、会計監査人、内部監査室より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片岡 伸介	税理士													
佐野 知子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片岡 伸介		-	税理士としての財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験を有しており、公正かつ中立の視点から監査業務を遂行できるものと考え、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
佐野 知子		-	弁護士としての企業法務に関する専門的知見と豊富な経験を有しており、公正かつ中立の視点から監査業務を遂行できるものと考え、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所及び当社の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

6名

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績連動型報酬制度を導入しております。
各取締役(社外取締役を除く)に対し、年度業績を重視した成果インセンティブとして、賞与を年1回支給いたします。賞与の実支給額は、指名・報酬委員会で審議・検討し、同委員会からの答申を受けた取締役会で決定した報酬テーブルに定める役位別の賞与標準額をベースに、賞与算定基準を適用して決定いたします。業績連動報酬(賞与)における個人業績評価については、各取締役別に(社外取締役を除く)、事業年度ごとに達成すべき項目・事項が複数設定され、総合的に評価しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

指名・報酬委員会は、優れた経営人材を確保し、適切な処遇を行うため、他社の報酬水準や報酬の構成割合、当社のポジション等も考慮し、取締役の報酬テーブル(報酬構成と額、割合を定める)や賞与算定基準(売上高、営業利益、税引前当期純利益、営業キャッシュ・フロー等の全社業績目標、部門業績目標に対する達成度を役位に応じた一定の割合で反映して実支給額を算定)の設定と検証、適宜の見直しを行っております。
取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と賞与で構成され、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。ただし、社外取締役は基本報酬(月額報酬)のみとしております。固定報酬は、前年度の報酬額をもとに職務内容や責任、役位、在任年数、業績に応じて、他社水準や従業員給与の水準も考慮して決定しております。
各取締役に対し、指名・報酬委員会で審議・検討し、同委員会からの答申を受けた取締役会で決定した報酬テーブルに定める役位別の基本報酬(月額報酬)を月例で支給いたします。
賞与は、各取締役(社外取締役を除く)に対し、事業年度の会社業績、従業員賞与の水準等を助案して決定し、年1回支給いたします。賞与の実支給額は、指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定した報酬テーブルに定める役位別の賞与標準額をベースに、賞与算定基準を適用して決定いたします。業績連動報酬(賞与)における個人業績評価については、各取締役別に(社外取締役を除く)、事業年度ごとに達成すべき項目・事項が複数設定され、総合的に評価しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する取締役会の招集通知その他事務連絡等の必要なサポートにつきましては、総務人事部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図る目的から、機関設計として監査役会設置会社を採用しております。

また、会社から独立した立場の社外取締役の客観的・中立的な視点を当社の合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に活かすとともに、会社から独立した立場の社外監査役を含む監査役により経営の監視・監督を行うことによりガバナンスの実効性の確保が図られると考えており、現体制を採用しております。

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役5名)で構成されております。原則月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、法令や規程に定められた経営上の重要な意思決定や審議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

b 監査役会

監査役会は、3名(うち、社外監査役が2名)で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役会及び取締役の意思決定、業務執行に関する十分な監視機能を果たすとともに、定期的に監査役会を開催し、取締役会の職務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行うほか、全取締役から担当業務報告を受けて意見具申を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率の向上を目指しております。

c リスク管理・コンプライアンス委員会

当社のリスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役に加え、リスク管理担当者及び各部のリスク管理責任者、またコンプライアンス担当者及び各部のコンプライアンス管理責任者を委員として構成されております。原則四半期に1回開催することとし、リスク管理の推進及びコンプライアンス体制の強化・推進に取り組んでおります。

d 任意の指名・報酬委員会

当社は、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名や選任及び解任に関する株主総会議案、取締役候補者の選任基準等の内容について審議・検討を行い、取締役会に答申するほか、取締役の報酬等の決定方針の策定及び役員報酬等について審議・検討を行い、取締役会に答申するものとしております。

指名・報酬委員会の本書提出日現在の構成員は、独立社外取締役石坂 明寛(委員長)、代表取締役社長井上 太(戸籍上の氏名:井上 太)、独立社外取締役山口 重則の3名であります。また、独立社外監査役片岡 伸介がオブザーバーとして参加しております。

e 任意の特別委員会

当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役によって構成される任意の特別委員会を設置しております。当社グループ各社と当社の関連当事者等との取引が開始されることが判明した場合、取締役会での審議に先立ち、特別委員会において当該取引の必要性及び取引条件の妥当性、並びに当該取引行為の手続の公正性等について審議・検討を行い、取締役会に答申するものとしております。

特別委員会は、取締役会の決議によって選定された3名の独立役員をもって構成すると特別委員会規程に定めており、本書提出日現在の構成員は、社外取締役新谷 誠(委員長)、社外監査役片岡 伸介、社外監査役佐野 知子の3名であります。

f 内部監査室

当社は、合法性と合理性の観点から、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況についてモニタリングを行うべく、内部監査室(人員2名)を設置し、各部門及び関係会社の監査を実施しております。

内部監査室、監査役会、会計監査人は監査計画・監査結果等について相互に意見及び情報交換を行い、実効性のある監査を行っております。

内部監査室による監査結果は、代表取締役社長並びに取締役会、監査役会、経営企画部・総務人事部・財務経理部等の関係部門の関係者に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。なお、取締役会には、内部監査計画にしたがって内部監査室長が出席し、報告を行うこととしております。

g 会計監査人

当社は、アーク有限責任監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されているとともに、会計上の課題について適時協議を行い、適切な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図る目的から、機関設計として監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は決算作業の早期化、監査法人との連携による株主総会招集通知の早期発送に向けた体制整備に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、日程を決定しております。

電磁的方法による議決権の行使	当社は株主が議決権行使を行いやすいよう、インターネットを通じた議決権行使の導入をいたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、機関投資家比率や外国人株式保有比率の変化や市場の動向等に鑑み、検討を進めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳につきましては、順次開示を行ってまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社IRウェブサイト上で公表いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の重要性について十分に認識しているため、定期的な説明会を実施する方針です。これをベースに個人投資家からの理解を深める機会といたします。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算情報を開示する都度、アナリストや機関投資家向けの説明会を実施する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家向けに対しても、定期的な説明会を実施する方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPにIR関連資料を掲載いたします。決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書などを含むデータを開示いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、企業理念である「Happiness, for the Next Generations -笑顔を新しい世代に」を実現させるため、これまで、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係を構築してまいりました。今後も当社グループが培ってきた企業価値を維持し、さらに向上させることが重要な課題と考えております。継続して企業価値を向上させるための経営体制の機能は、経営管理及び計画構築、業務執行の3つと考え、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制及びグループ体制を構築しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境負荷軽減の取り組みとして静岡本社社屋に太陽光パネルを設置しグリーンエネルギーの自家発電によりオフィスの電力消費の一部を再生可能エネルギーで賄っています。また、2030年までにCO2排出量50%削減の目標を掲げています。社会に貢献できる企業市民として、自然環境保護のために「Kitazato Beach Clean Project」として田子浦海岸の清掃活動を社会貢献活動の一環として毎年実施しています。 (URL: https://www.kitazato.co.jp/ja/sdgs/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示、原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】をご参照ください。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、当社の取締役及び使用人が法令・定款・社内規程及び社会規範を遵守し、かつ高い倫理観を持った行動をとることを職務執行の基本とする。
 - (b) 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行する。
 - (c) 総務人事部をコンプライアンスの統括部署としてリスク管理・コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に

努める。

(d) 役職員の職務執行の適切性を確保するために、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(e) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、役職員にそれを徹底する。具体的には、「反社会的勢力排除に関する規程」「反社会的勢力対策マニュアル」を定め運用を行う。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存管理する。

(b) 総務人事部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 職務執行に係るリスクは、「リスク管理規程」「コンプライアンス管理規程」「予算管理規程」「内部監査規程」等の社内規程によって管理し、各部門の権限内でリスク分析・対応策の検討を行うとともに、特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会で審議し意思決定を行う。

(b) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会の定期開催や、社長直轄の内部監査室による定期的監査の実施等、リスク管理に係る体制整備を図る。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担する。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に従い、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整備する。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

g 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けられない体制とし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役に委嘱されたものとする。

h 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告する体制とする。

(b) 監査役は必要な都度、取締役及び従業員に対し、報告を求められることができることとする。

(c) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。

i その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備及び監査上の重要な課題について、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。

(b) 監査役は、内部監査人と定期的な情報交換を行い緊密に連携する。

(c) 監査役は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

(d) 監査の実施にあたり、監査役が必要と認めた場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(e) 監査役は、取締役会を始め、リスク管理・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

(f) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

j 監査役が職務遂行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役が職務遂行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役が請求等に従い円滑に行える体制とする。

k 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 取締役は、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

(b) 取締役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

(c) 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性確保に努める。

l 反社会的勢力を排除するための体制

(a) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらず、また、もし反社会的勢力からの接触があった場合には、総務人事部長が総括し、全社的に対応し、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとることとする。

(b) 使用人に対して社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらず、反社会的勢力排除に向けた体制整備等を目的とした反社会的勢力排除に関する規程を制定しております。反社会的勢力からの接触があった場合には、総務人事部長が総括し、全社的に対応し、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

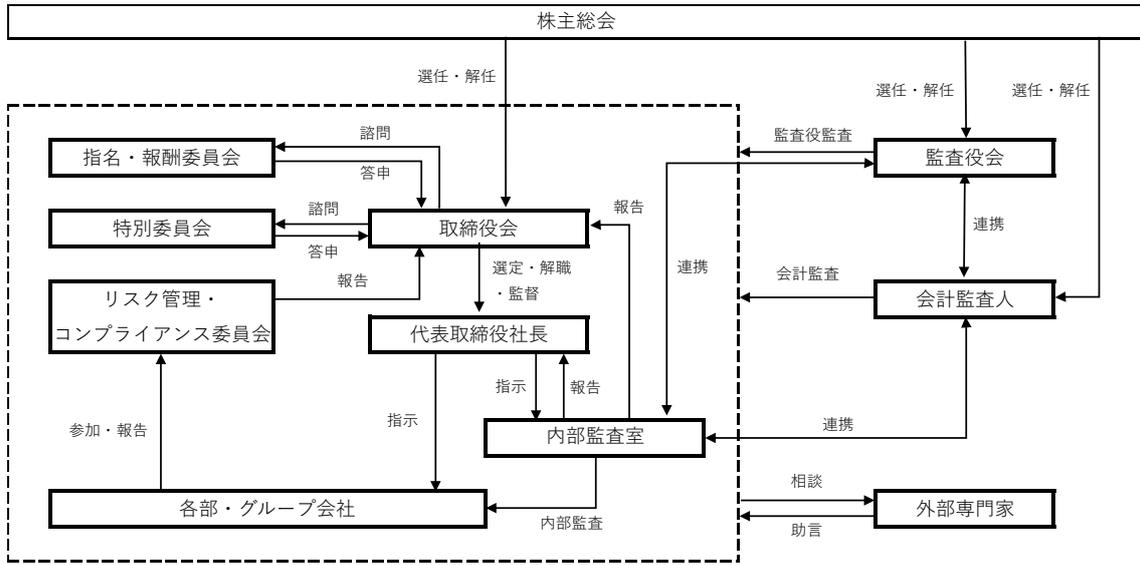
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を採用していませんが、当社の株式が公開買付けに付された場合は、公開買付者に対して当社の企業価値向上施策について説明を求めるとともに、取締役会としての考え方を速やかに開示いたします。

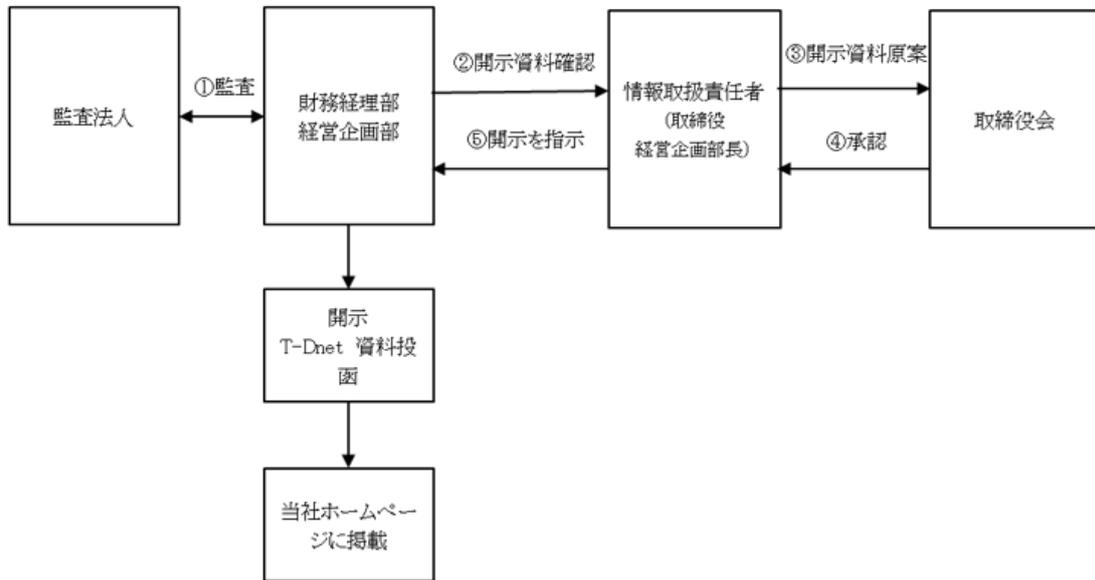
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制図】

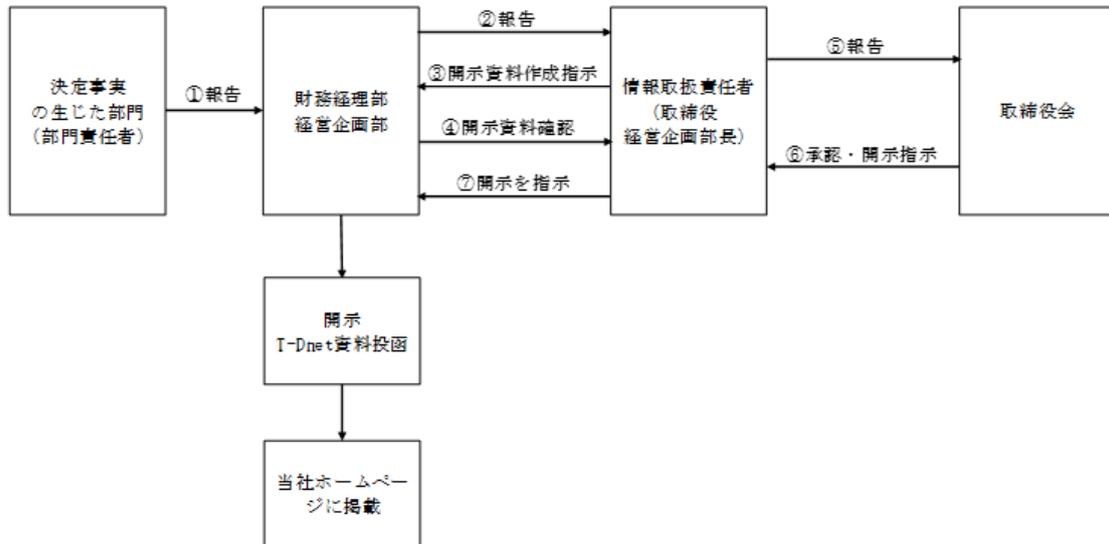


【適時開示体制の概要（模式図）】

（決算に関する情報の適時開示業務フロー）



（決定事実に関する情報の適時開示業務フロー）



(発生事実に関する情報の適時開示業務フロー)

